平成28年9月秋田市議会定例会提出予定案件

件 明 名 説 12件 「条例案」 ||秋田市農業委員会の委員および農||○設定理由 地利用最適化推進委員の定数に関 農業委員会等に関する法律の一部改正(平 する条例を設定する件 成27年法律第63号) に伴い、農業委員会の ・農業制制合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63 | 委員 (以下「農業委員」という。) および 号):平成27年9月4日公布、一部を除き平成28年4月1日施行 農地利用最適化推進委員の定数について定 めるため、この条例を設定しようとするも ○要旨 1 農業委員の定数は、19人とする。 2 農地利用最適化推進委員の定数は、29 人とする。 ○施行期日等 施行は、平成29年7月20日からとする。 「秋田市農業委員会の選挙による委員の 定数条例」および「秋田市農業委員会委員 の選挙区および選挙区定数条例」を廃止す る。 2 | 秋田市農業委員会委員候補者選考 | ○設定理由 委員会条例を設定する件 農業委員の候補者を選考する農業委員会 委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」 という。)を設置するため、この条例を設 定しようとするもの ○要旨 1 選考委員会は、農業委員の候補者の選 定を行い、その結果を市長に報告する。 2 選考委員会は、委員7人以内をもって 組織する。 3 委員の任期は3年とし、再任は妨げな V) 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし てはならない。 5 委員は、農業委員の候補者の推薦等を 行うことができない。

- 6 選考委員会に委員長および副委員長を 置き、委員の互選により定める。
- ○施行期日 平成29年1月1日から
- 3 | 秋田市議員報酬、報酬等の額およ | ○改正理由 びその支給方法に関する条例の一 部を改正する件

農業委員の報酬の額を改めるとともに、 農業委員会委員候補者選考委員会委員およ び農地利用最適化推進委員の報酬等の額を 定めるため、改正しようとするもの

- ○改正要旨
- 1 農業委員会委員候補者選考委員会委員 の報酬の額を日額7,300円とする。
- 農業委員の月額の報酬を改める。

種	別	報 酬 額
		改 正 前 改 正 後
農業委員	会長	月額 32,000円 月額 34,000円
		日額 10,000円 日額 10,000円
	会長代理	月額 30,000円 月額 32,000円
		日額 10,000円 日額 10,000円
	委員	月額 29,000円 月額 31,000円
		日額 10,000円 日額 10,000円

- 3 農地利用最適化推進委員の報酬の額を 月額31,000円、日額10,000円とし、農業 委員会に出席したときは費用弁償を支給 する。
- ○施行期日

1は平成29年1月1日から、2および3 は同年7月20日から。

4 秋田市個人番号の利用に関する条 ○改正理由 例の一部を改正する件

新たに特定個人情報を利用して処理する ことができる事務および利用する特定個人 情報を定めるとともに、規定を整備するた め、改正しようとするもの

- ○改正要旨
- 1 特定個人情報を利用して処理すること ができる事務に、新たに次に掲げる事務 を加える。
 - (1) 生活保護法による保護の決定および 実施又は徴収金の徴収に関する事務

- (2) 国民健康保険法による保険給付の支 給又は保健事業の実施に関する事務
- 2 1に掲げる事務において利用する特定 個人情報は、介護保険に関する情報等と する。
- 3 後期高齢者医療給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務において利用する特 定個人情報に、精神障害者手帳に関する 情報等を加える。
- 4 生活に困窮する外国人に対する生活保 護の措置に関する事務において利用する 特定個人情報に、身体障害者手帳に関す る情報等を加える。
- 5 1に係る規定の追加に伴う別表の項の ずれを修正する等の規定の整備を行う。
- ○施行期日 平成28年10月1日から
- 5 | 秋田市市税条例の一部を改正する | ○改正理由
 - 28年3月31日公布、一部を除き平成29年1月1日施行

外国人等の国際運輸業に係る所得に対す ・所網法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号):平成 る相互主義による所得税等の非課税に関す る法律の一部改正(平成28年法律第15号) に伴い、特例適用利子等および特例適用配 当等に係る個人の市民税の課税の特例を定 めるとともに、規定を整備するため、改正 しようとするもの

○改正要旨

- 1 特例適用利子等又は特例適用配当等に ついては、他の所得と区分して100分の3 の税率を乗じて計算した金額に相当する 個人の市民税の所得割を課することとす る特例を定める。
- 2 1に係る規定の追加に伴う条のずれを 修正する等の規定の整備を行う。
- ○施行期日等

施行は、平成29年1月1日からとする。

1は、施行日以後に支払を受けるべき特 例適用利子等および特例適用配当等に係る 個人の市民税について適用する。

6 | 秋田市国民健康保険税条例の一部 | ○改正理由 を改正する件

外国人等の国際運輸業に係る所得に対す

28年3月31日公布、一部を除き平成29年1月1日施行

・所網は等の一部を改正する註律(平成28年注律前5号):平成 る相互主義による所得税等の非課税に関す る法律の一部改正(平成28年法律第15号) に伴い、特例適用利子等および特例適用配 当等に係る国民健康保険税の課税の特例を 定めるとともに、規定を整備するため、改 正しようとするもの

〇改正要旨

- 1 市民税において分離課税される特例適 用利子等および特例適用配当等の額を、 国民健康保険税の所得割額の算定等に用 いる総所得金額に含めることとする特例 を定める。
- 2 1に係る規定の追加に伴う項のずれを 修正する。
- ○施行期日等 施行は、平成29年1月1日からとする。 1は、施行日以後の国民健康保険税につ いて適用する。
- 7 | 秋田市地方活力向上地域における | ○設定理由 固定資産税の不均一課税に関する 条例を設定する件

地域再生法(平成17年法律第24号)に基 づく地方活力向上地域である本市に本社機 能を有する施設等の新増設を行った者につ いて固定資産税の不均一課税を行うため、 この条例を設定しようとするもの

○要旨

1 地方活力向上地域に本社機能を有する施設等を設置した者について、設置 に係る事業の区分に応じ、次の表のとおり固定資産税の不均一課税を行う。

事業の区分	年度の区分	税率
東京23区からの移転	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
地方にある本社機能を有する施設	初年度	100分の0.14
等の拡充(東京23区以外からの移	第2年度	100分の0.467
転・拡充を含む。)	第3年度	100分の0.933

※本社機能を有する施設等・・・「調査・企画部門」「情報処理部門」「研 究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを 有する事務所ならびに研究所および研修所をいう。

- 2 不均一課税に係る次に掲げる事項を定 める。
 - (1) 申請等の手続
 - (2) 事業を承継した場合の届出

- (3) 事業の廃止等があった場合の取消し
- ○施行期日等

公布の日からとする。

1は、平成29年度以後の年度分の固定資 産税について適用する。

8 | 秋田市母子生活支援施設設置条例 | ○廃止理由 を廃止する件

土崎ポートハイムを廃止するため、この 条例を廃止しようとするもの

○施行期日 公布の目から

9 | 秋田市学校給食費に関する条例を | ○設定理由 設定する件

秋田市立小学校および中学校における学 校給食費を市が徴収することができること とするため、この条例を設定しようとする もの

○要旨

- 1 市は、市立小学校および中学校におい て、学校給食を実施する。
- 2 市は、保護者から学校給食費を徴収す ることとし、その額は、規則で定める。
- 3 市は、学校給食を全て中止した場合な どやむを得ない事情があると認める場合 は、学校給食費を徴収しないことができ る。
- 4 市は、特別の理由があると認めるとき は、学校給食費を減額し、又は免除する ことができる。
- 5 保護者は、規則で定める日までに学校 給食費を納付しなければならない。
- ○施行期日 平成29年4月1日から

10 秋田市介護保険条例の一部を改正 ○改正理由 する件

|号):平成27年12月16日公布、平成28年4月1日施行

介護保険法施行令の一部改正(平成27年 ・介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第425]政令第425号)に伴い、秋田市介護認定審査 会の委員の任期を定めるため、改正しよう とするもの

○改正要旨

秋田市介護認定審査会の委員の任期を3 年とする。

○施行期日

平成29年4月1日から

11 秋田市廃棄物の処理および再利用 〇改正理由 に関する条例の一部を改正する件 |号):平成27年6月19日公布、一部を除き平成28年12月18日施行

水銀含有ごみの分別収集等に関し必要な ・ж銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42】事項を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨

- 1 水銀含有ごみは、分別して収集するこ ととする。
- 2 水銀含有ごみは、指定袋に収納しない こととし、処理手数料を徴収しない。
- ○施行期日 平成28年12月1日から
- 12 | 秋田市住宅等の適切な管理による | ○設定理由 生活環境の保全に関する条例を設 定する件

住宅等の管理不良状態を予防し、解消す るための措置等について必要な事項を定め ることにより、良好な生活環境を保全し、 市民の健康で安全な生活の確保を図るため、 この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 住宅等を所有し、占有し、又は管理す る者(以下「所有者等」という。)は、 住宅等を管理不良状態にしないよう適切 な管理に努めなければならない旨の所有 者等の責務を規定する。
- 2 市は、住宅等が管理不良状態にあり、 又はそのおそれがあると認めるときは、 実態調査を行い、管理不良状態を解消す るための措置等を講ずるものとする旨の 市の責務を規定する。
- 3 市長は、住宅等が管理不良状態にあり、 又はそのおそれがあると認めるときは、 職員に立入調査をさせることができる。
- 4 市長は、住宅等が管理不良状態にある と認めるときは、その所有者等に対し、 管理不良状態を解消するための指導をす ることができる。
- 5 市長は、指導にもかかわらず住宅等の 管理不良状態が解消されないと認めると きは、期限を定めて必要な措置をとるこ とを勧告することができる。

- 6 市長は、特に必要があると認めるとき は、期限を定めて勧告に係る措置をとる ことを命ずることができる。
- 7 市長は、所有者等が、命令に基づく措 置を期限までにとらなかったときは、事 前に意見を述べる機会を与えた上で、公 表することができる。
- 8 市長は、措置を命ぜられた者がその措 置を履行しないとき等は、行政代執行法 の定めるところに従い、代執行すること ができる。
- 9 市長は、住宅等の所有者等および地域 住民に対し、必要な支援を行うことがで きる。
- 10 市長は、管理不良状態にある住宅等が 及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を 放置することが公益に反すると認められ るときは、当該悪影響を除去するための 必要な措置を講ずることができる。
- 11 この条例に基づいて市長が行う命令等 に関し調査審議を行うため、秋田市生活 環境保全審議会を置く。
- 12 秋田市生活環境保全審議会について次 に掲げる事項を定める。
 - (1) 委員7人以内をもって組織する。
 - (2) 委員の任期は2年とし、再任は妨げ ない。
 - (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはな らない。
- ○施行期日 平成29年4月1日から

「単行宴」 1件

請負契約を締結する件

- 13 高梨台市営住宅新築工事(第2期) ○高梨台市営住宅新築工事(第2期) 請負 契約を締結しようとするもの
 - ・工事場所 秋田市新藤田字高梨台173番2
 - 契約金額 197,640,000円
 - ·契 約 先 住建·山建開発建設工事共同 企業体
 - 工 期 平成29年3月17日まで
 - 工事概要

Aタイプ

木造2階建て長屋 268㎡ 2棟(10 戸)

Cタイプ

木造平家建て長屋 122㎡ 2棟(8 戸)

付属屋

屋外物置 8棟

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

「予算案」 3件

14 平成28年度秋田市一般会計補正予 \ ↑○資料別紙 算(第3号)の件

15 平成28年度秋田市市有林会計補正 予算(第1号)の件

16 平成28年度秋田市介護保険事業会 計補正予算(第2号)の件

「決算認定」 3件

17 平成27年度秋田市水道事業会計決 、○資料別紙 算認定の件

18 平成27年度秋田市下水道事業会計 決算認定の件

19 平成27年度秋田市農業集落排水事 業会計決算認定の件

「 追加提案 」

「人事案」 1件

いて意見を求める件

20 人権擁護委員の候補者の推薦につ ○人権擁護委員伊藤順子氏の任期満了(平 成28年12月31日付) に伴い、その後任候補 者の推薦について意見を求めるもの

任期3年

※提出根拠法:人権擁護委員法第6条第3項

「決算認定」 1件

21 平成27年度秋田市一般会計および 特別会計歳入歳出決算認定の件